

飯山市消防団員の処遇等検討委員会（第5回）次第

日 時 令和4年12月8日（木）15時30分～
場 所 飯山市役所4階全員協議会室

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 前回の会議概要
- 4 会議事項
（1）報告書（案）の検討について

（2）その他

- 5 その他
市長への報告
日時：12月26日（月）10時～
場所：市役所3階応接室
出席者：正副委員長

市への報告書提出後のスケジュールについて

- 6 閉 会

【市への報告書提出後のスケジュールについて】

[illegible]

飯山市特別職報酬等審議会条例 (昭和39年10月19日条例第60号)

最終改正:令和4年3月25日条例第7号

改正内容:令和4年3月25日条例第7号 [令和4年4月1日]

○飯山市特別職報酬等審議会条例

昭和39年10月19日条例第60号

改正

昭和45年3月28日条例第11号
昭和55年3月25日条例第1号
平成19年3月28日条例第2号
平成20年9月29日条例第26号
令和4年3月25日条例第7号

飯山市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議するため、飯山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び退職手当の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、飯山市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6条 削除

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年3月28日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月25日条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日条例第7号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。